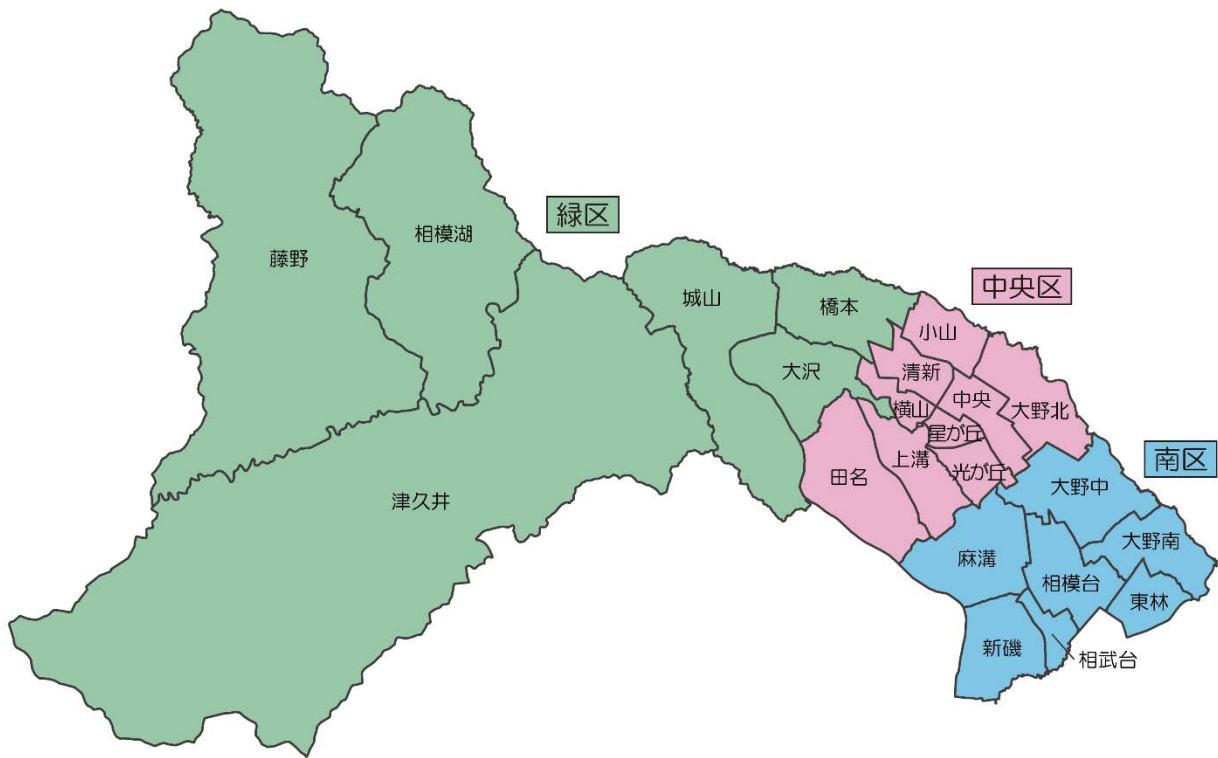


参 考 資 料

参考一1	地区別方針図	154
参考一2	策定経過	178
参考一3	市民参画事業	184
参考一4	用語解説	189

参考一 1 地区別方針図

地区別方針図は、区別構想に示された都市づくりの方針を補完するものとして、各地区の主な施設、土地利用区分、主要道路、構想路線などを示すものです。



緑区

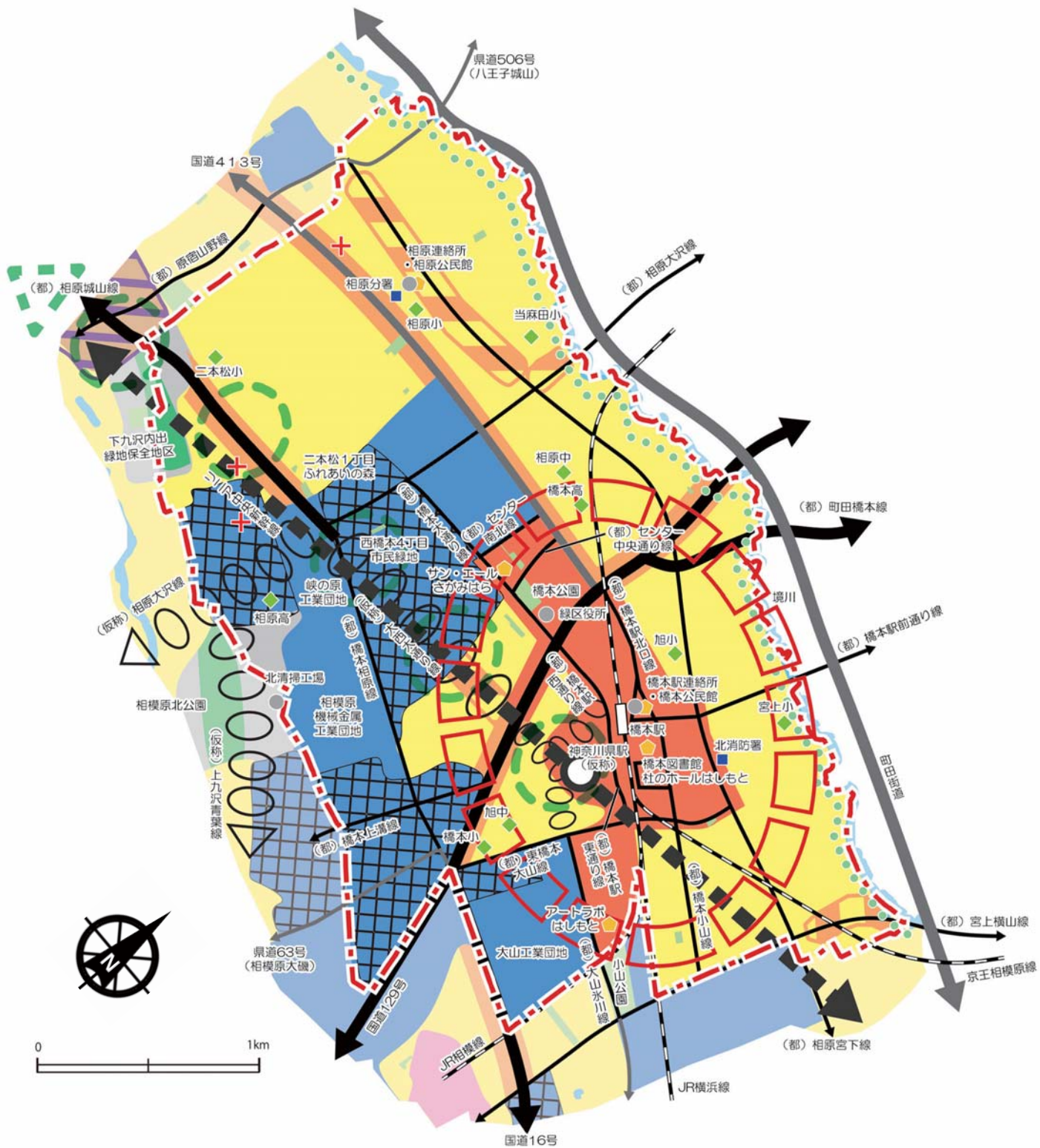
- 橋本地区 (P1 55)
- 大沢地区 (P1 56)
- 城山地区 (P1 57)
- 津久井地区 (P1 58)
- 相模湖地区 (P1 60)
- 藤野地区 (P1 61)

中央区

- 小山地区 (P1 62)
- 清新地区 (P1 63)
- 横山地区 (P1 64)
- 中央地区 (P1 65)
- 星が丘地区 (P1 66)
- 光が丘地区 (P1 67)
- 大野北地区 (P1 68)
- 田名地区 (P1 69)
- 上溝地区 (P1 70)

南区

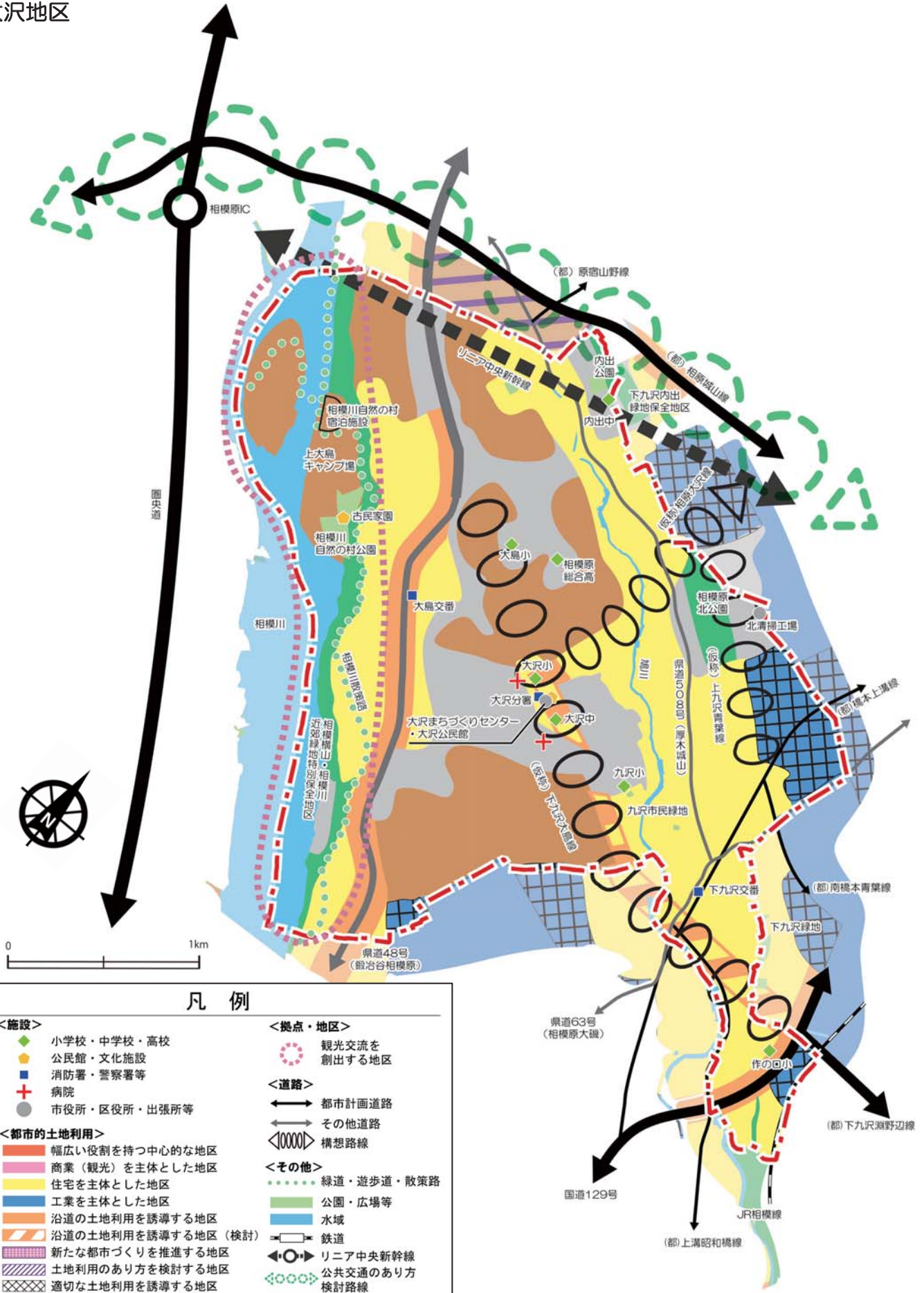
- 大野中地区 (P1 71)
- 大野南地区 (P1 72)
- 麻溝地区 (P1 73)
- 新磯地区 (P1 74)
- 相模台地区 (P1 75)
- 相武台地区 (P1 76)
- 東林地区 (P1 77)



凡例

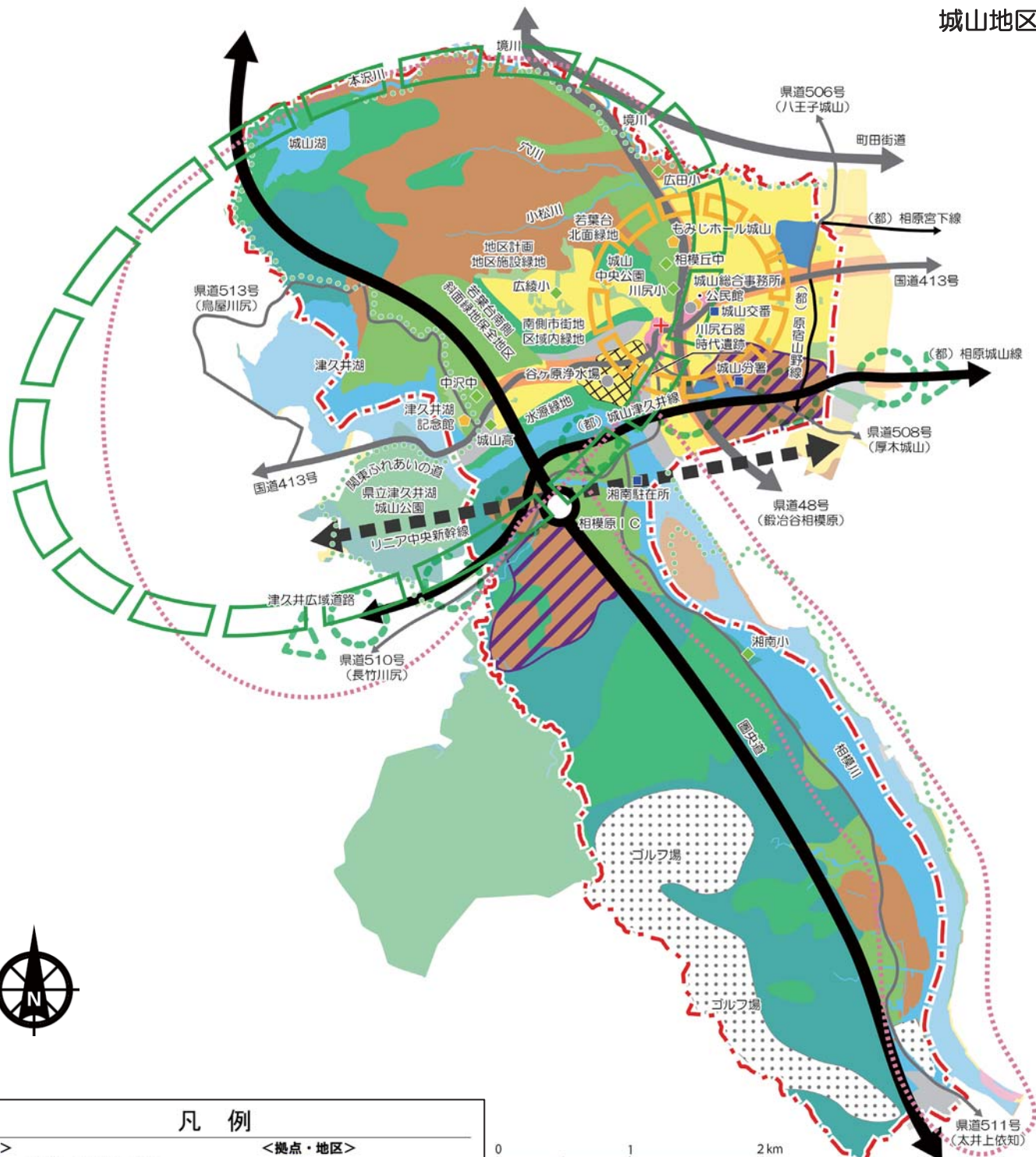
<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道 リニア中央新幹線 公共交通のあり方検討路線 地区界
---	---	--	---

大沢地区



凡例

- | | |
|--|--|
| <p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 | <p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 観光交流を創出する地区 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 鉄道 リニア中央新幹線 公共交通のあり方検討路線 地区界 |
|--|--|

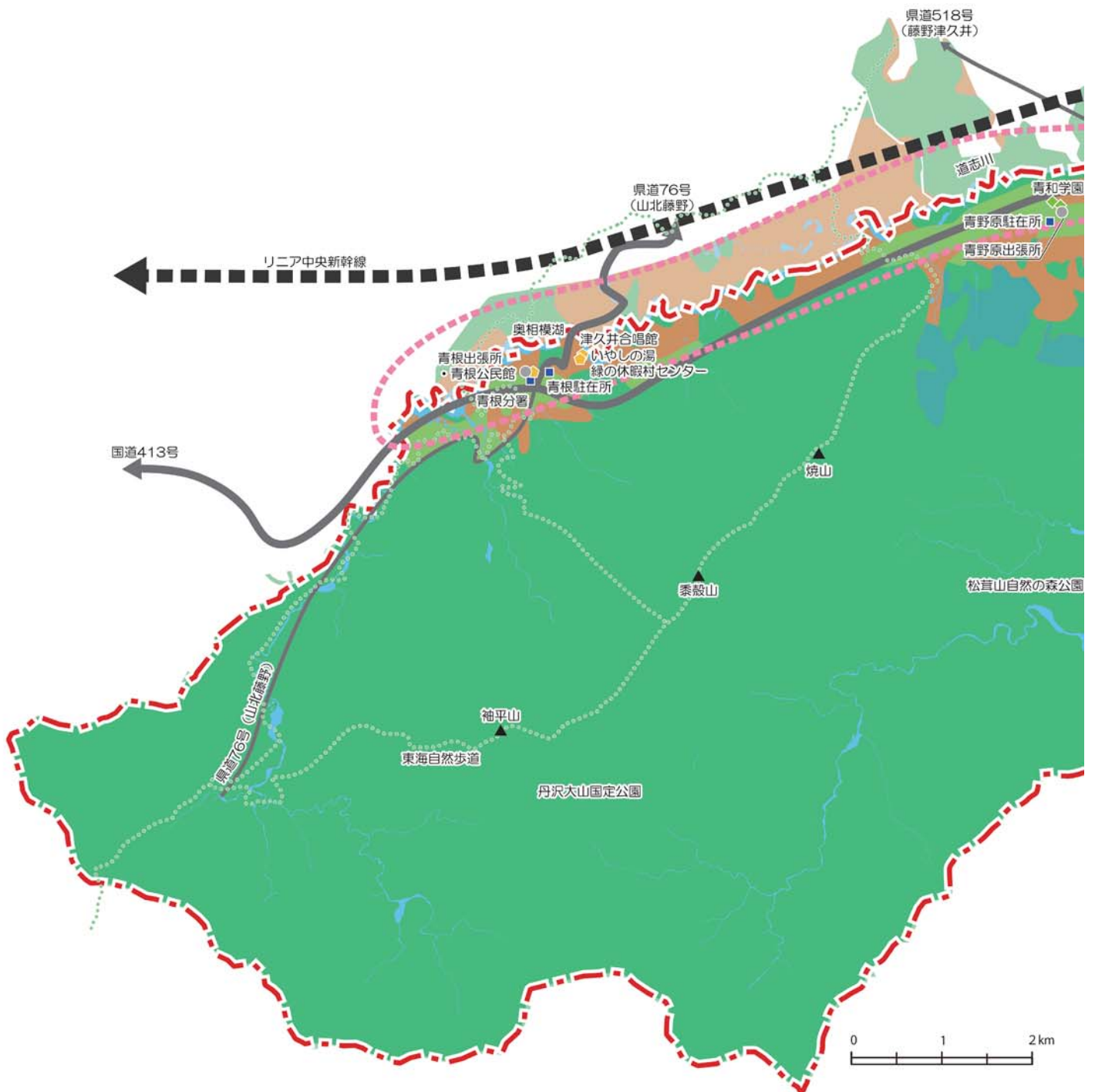


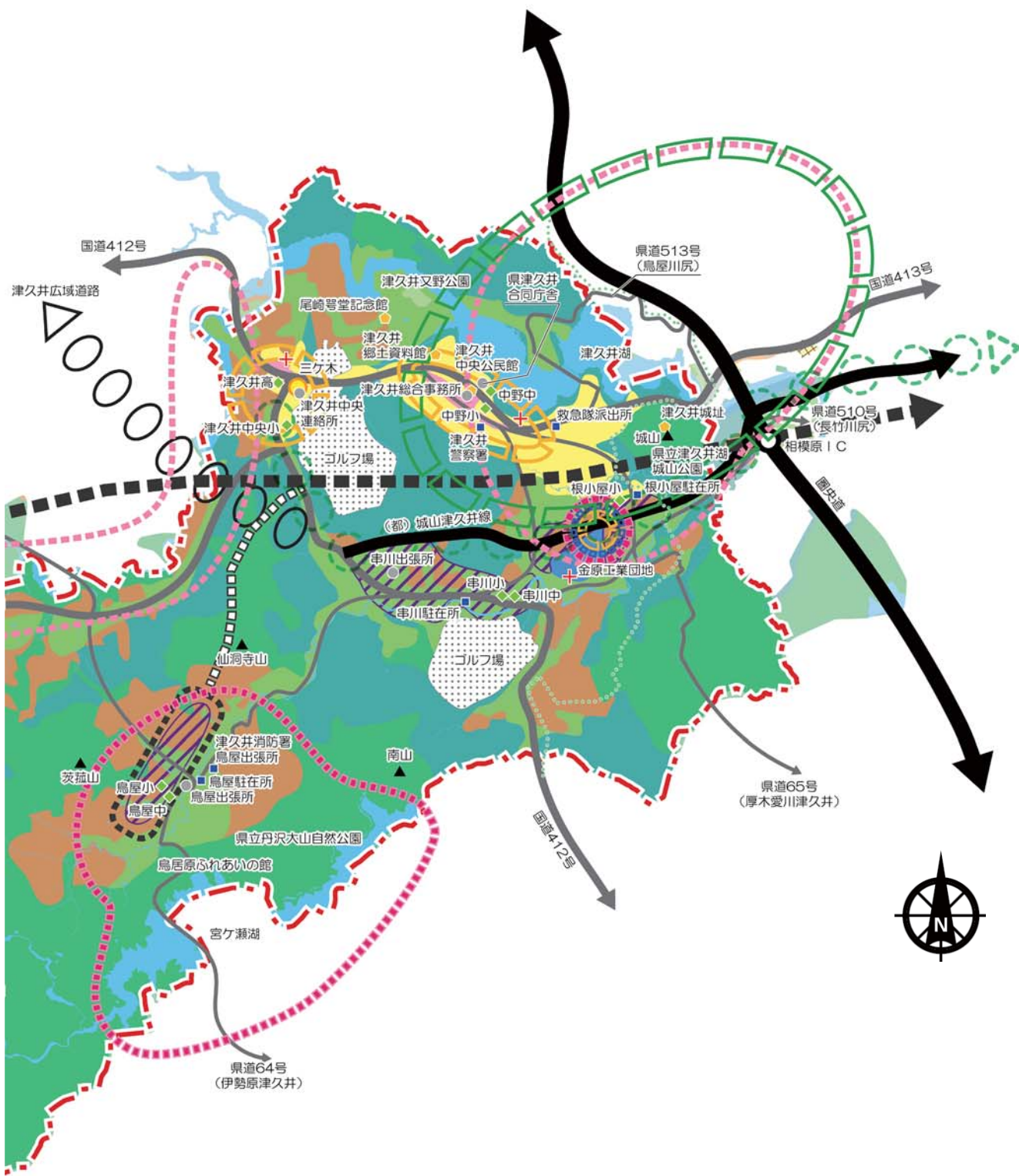
凡例

- | | | | |
|------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| <施設> | | <拠点・地区> | |
| ◆ 小学校・中学校・高校 | ● 公民館・文化施設 | ☀ 生活拠点 | 🌿 水とみどりのふれあい交流拠点 |
| ■ 消防署・警察署等 | ⊕ 病院 | ● 観光交流を創出する地区 | |
| ● 市役所・区役所・出張所等 | | | |
| <都市的土地利用> | | <道路> | |
| ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 | ■ 商業（観光）を主体とした地区 | ⇄ 都市計画道路 | ⇄ その他道路 |
| ■ 住宅を主体とした地区 | ■ 工業を主体とした地区 | <その他> | |
| ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 | ■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） | ■ 主な大規模な施設 | ■ 緑道・遊歩道・散策路 |
| ■ 新たな都市づくりを推進する地区 | ■ 土地利用のあり方を検討する地区 | ■ 公園・広場等 | ■ 水域 |
| ■ 適切な土地利用を誘導する地区 | | ● 〇 ● リニア中央新幹線 | ● 〇 ● 公共交通のあり方検討路線 |
| <自然的土地利用> | | - - - 地区界 | |
| ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 | ■ 農林業を振興する地区 | | |
| <土地利用の整序> | | | |
| ■ 緑住集落地区 | ■ 市街地と調和する地区 | | |
| ■ 森林と調和する地区 | | | |



津久井地区





凡例

<施設>

- ◆ 小学校・中学校・高校
- ◆ 公民館・文化施設
- 消防署・警察署等
- +
- 市役所・区役所・出張所等

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区

- 沿道の土地利用を誘導する地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

<拠点・地区>

- 生活拠点
- 産業を中心とした新たな拠点
- 観光交流の核とする地区
- 観光交流を創出する地区
- 水とみどりのふれあい交流拠点

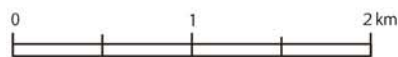
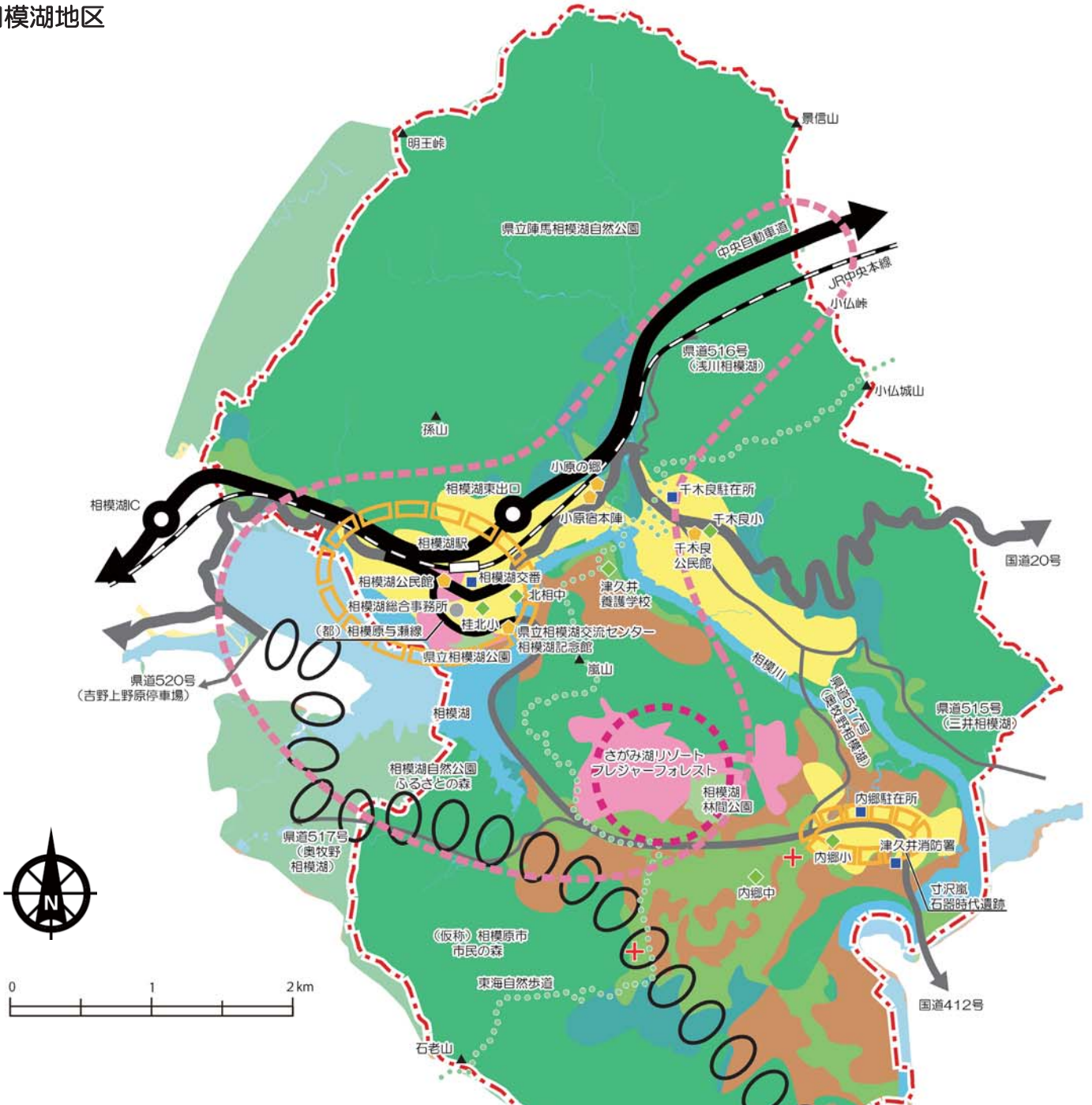
<道路>

- 都市計画道路
- その他道路
- ◁0000▷ 構想路線

<その他>

- 主な大規模な施設
- 緑道・遊歩道・散策路
- 公園・広場等
- 水域
- リニア中央新幹線
- 公共交通のあり方検討路線
- 交通ターミナル（駅以外）
- 地区界

相模湖地区



凡例

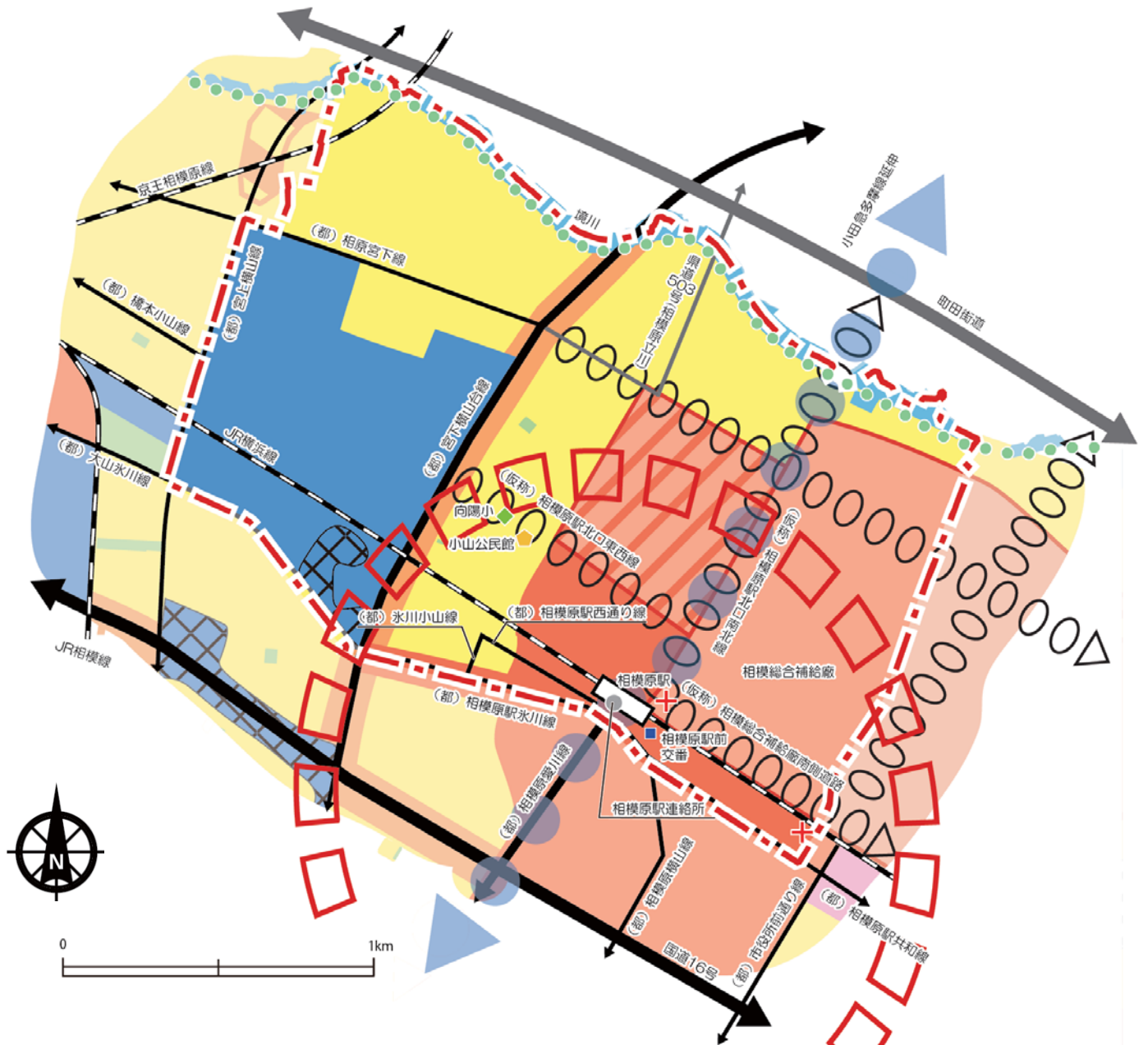
- | | |
|--|---|
| <p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ○ 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） ■ 新たな都市づくりを推進する地区 ■ 土地利用のあり方を検討する地区 ■ 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区 | <p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活拠点 ● 交流・レクリエーション拠点 ● 観光交流を創出する地区 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ⇄ 都市計画道路 ⇄ その他道路 ⇄ 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑道・遊歩道・散策路 ■ 公園・広場等 ■ 水域 ■ 鉄道 --- 地区界 |
|--|---|



凡例

<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 	<p>沿道の土地利用を誘導する地区（検討）</p> <p>新たな都市づくりを推進する地区</p> <p>土地利用のあり方を検討する地区</p> <p>適切な土地利用を誘導する地区</p> <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区 	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活拠点 ● 観光交流を創出する地区 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ⇄ 都市計画道路 ⇄ その他道路 〰 構想路線 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な大規模な施設 ● 緑道・遊歩道・散策路 ■ 水域 ■ 鉄道 --- 地区界
---	--	--	--

小山地区



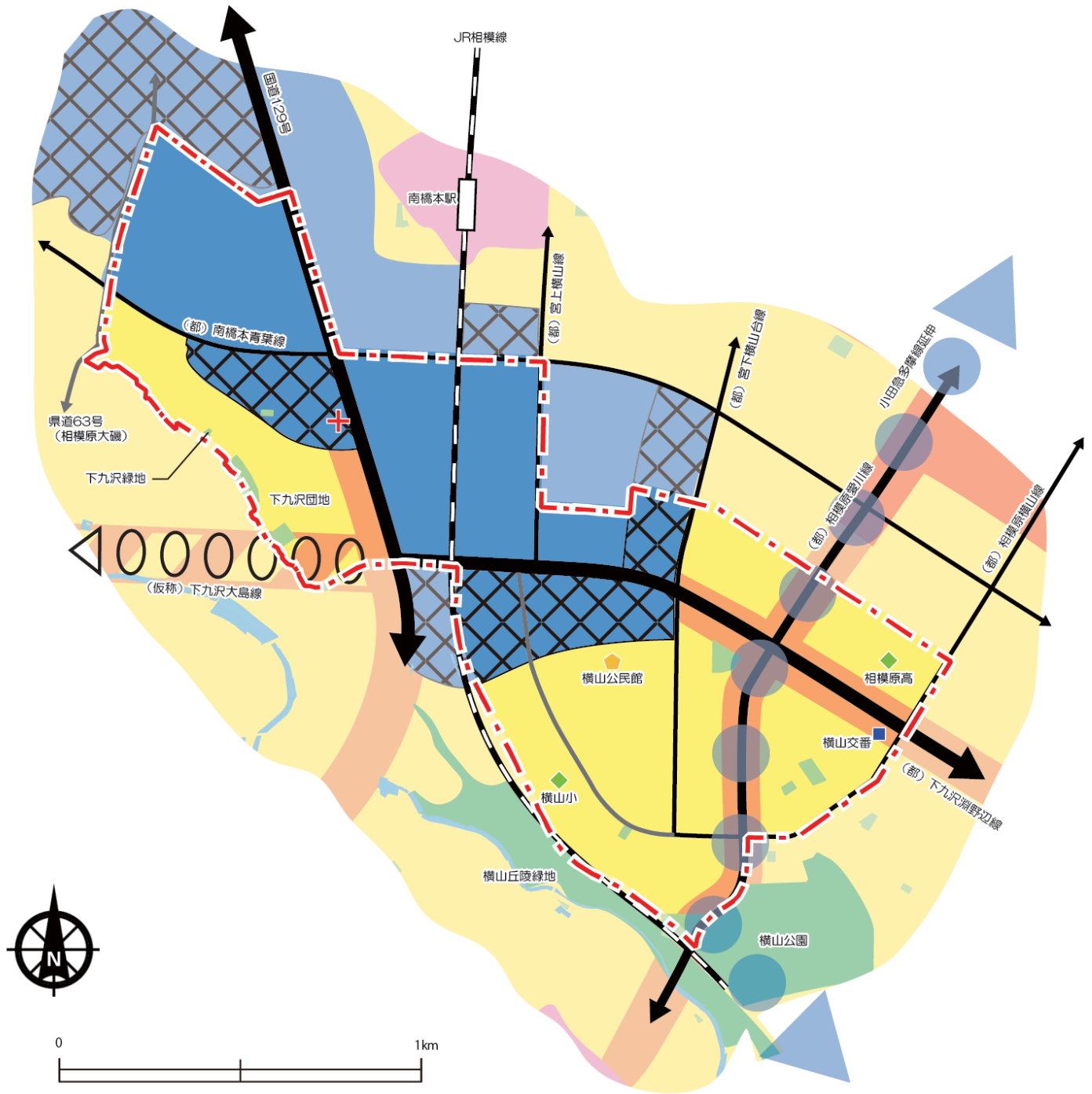
凡例

<施設> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 ⊕ 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな都市づくりを推進する地区 ■ 土地利用のあり方を検討する地区 ■ 適切な土地利用を誘導する地区 	<道路> <ul style="list-style-type: none"> ⇄ 都市計画道路 ⇄ その他道路 〰 構想路線
<都市的土地利用> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 	<自然的土地利用> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区 	<その他> <ul style="list-style-type: none"> ■ 米軍施設（課題地区） ■ 米軍施設（共同使用区域） ●●●●● 緑道・遊歩道・散策路 ■ 公園・広場等 ■ 水域 ■ 鉄道 ●●●●● 鉄道（整備検討） --- 地区界
<土地利用の整序> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区 	<拠点・地区> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地 	



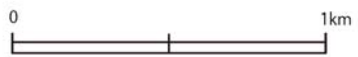
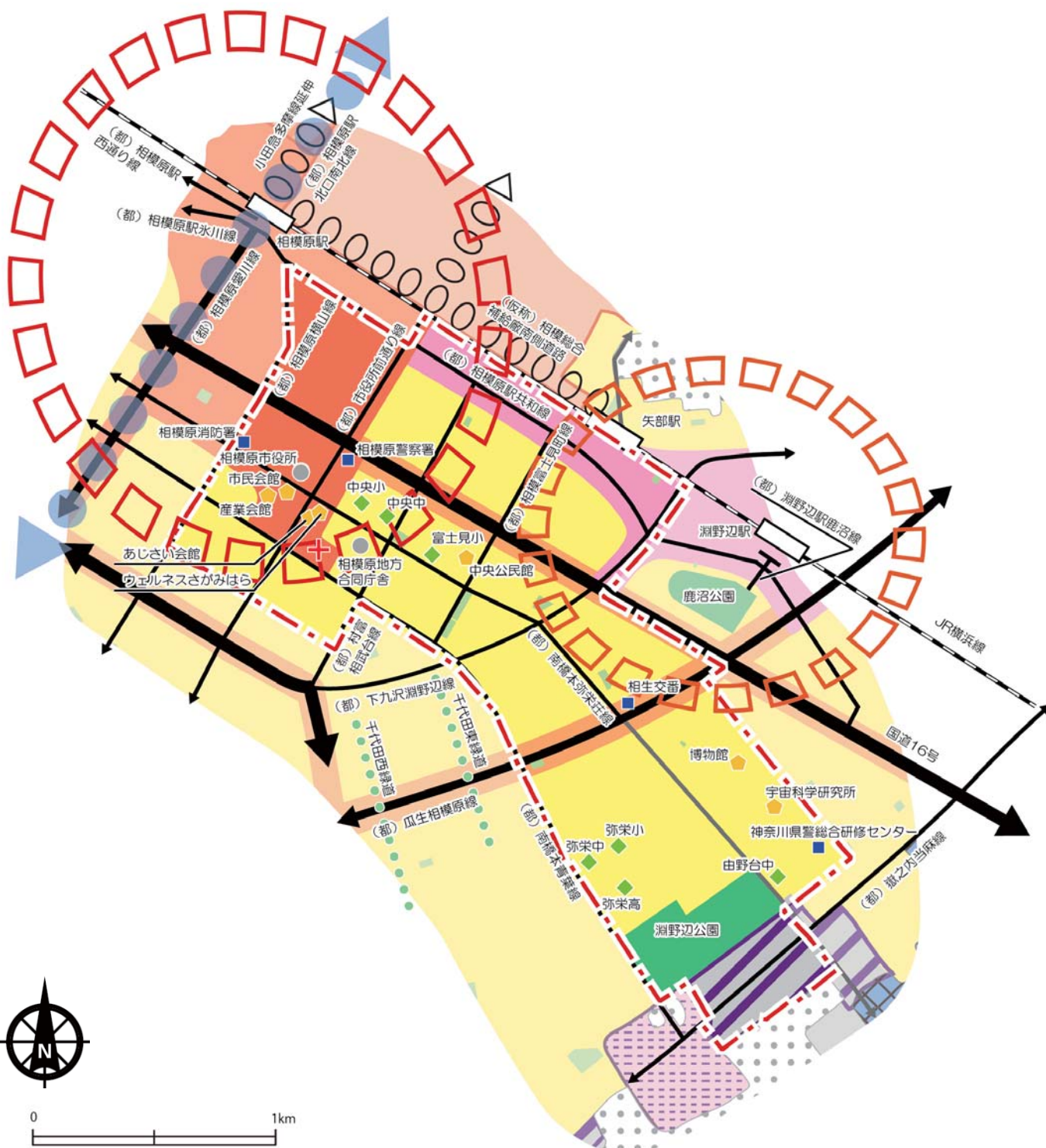
凡例		
<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな都市づくりを推進する地区 ■ 土地利用のあり方を検討する地区 ■ 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区 <p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地 	<p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ⇄ 都市計画道路 ⇄ その他道路 〰 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 米軍施設（課題地区） ■ 米軍施設（共同使用区域） ■ 公園・広場等 ■ 鉄道 ●●●● 鉄道（整備検討） --- 地区界

横山地区



凡例

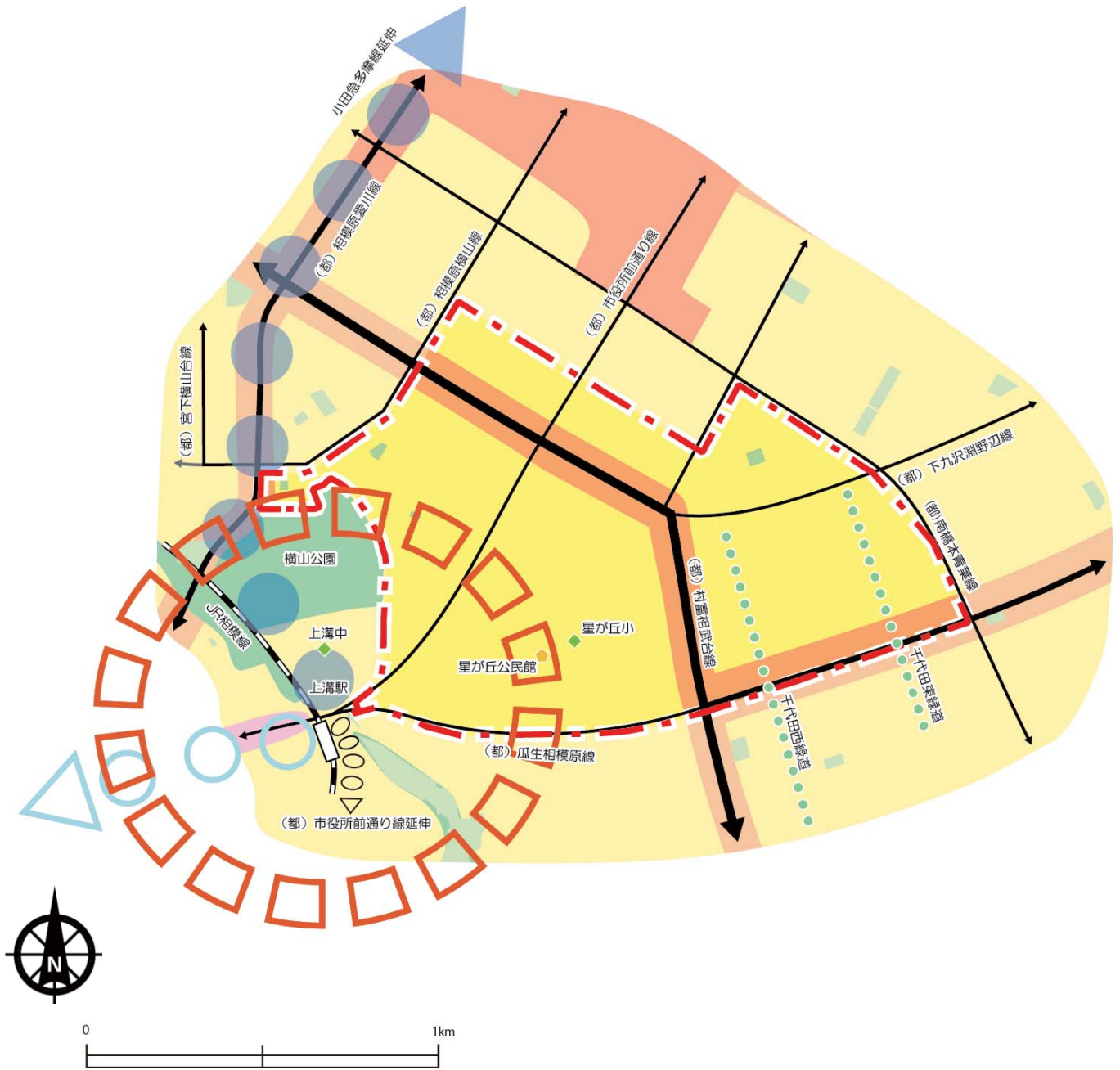
<施設> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 市役所・区役所・出張所等 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 	<道路> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線
<都市的土地利用> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 	<自然的土地利用> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 	<その他> <ul style="list-style-type: none"> 公園・広場等 水域 鉄道 鉄道（整備検討） 地区界
<土地利用の整序> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 		



凡例

<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校・高校 公民館・文化施設 消防署・警察署等 病院 市役所・区役所・出張所等 	<p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 	<p><沿道の土地利用を誘導する地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地 地域拠点 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 主な大規模な施設 米軍施設（課題地区） 米軍施設（共同使用区域） 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 鉄道 鉄道（整備検討） 地区界
--	--	--	---	---

星が丘地区



凡 例		
<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 <p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域拠点 	<p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 其他道路 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 鉄道 鉄道（整備検討） 鉄道（構想） 地区界



凡例

<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 <p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域拠点 	<p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 主な大規模な施設 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 鉄道 鉄道（整備検討） 鉄道（構想） 地区界
---	---	---

大野北地区



凡例

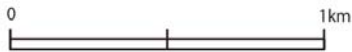
<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 市役所・区役所・出張所等 	<p>沿道の土地利用を誘導する地区</p> <p>沿道の土地利用を誘導する地区 (検討)</p> <p>新たな都市づくりを推進する地区</p> <p>土地利用のあり方を検討する地区</p> <p>適切な土地利用を誘導する地区</p> <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域拠点 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 主な大規模な施設 米軍施設 (課題地区) 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 鉄道 地区界
<p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業 (観光) を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 		



凡例

<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 	<p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 沿道の土地利用を誘導する地区 	<p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 	<p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 	<p><沿道の土地利用を誘導する地区（検討）></p> <p>新たな都市づくりを推進する地区</p> <p>土地利用のあり方を検討する地区</p> <p>適切な土地利用を誘導する地区</p>	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活拠点 産業を中心とした新たな拠点 観光交流を創出する地区 	<p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 主な大規模な施設 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 鉄道（構想） 交通ターミナル（駅以外） 地区界
---	---	---	--	---	---	---	--

上溝地区



凡例

<施設>

- ◆ 小学校・中学校・高校
- 公民館・文化施設
- 消防署・警察署等
- +
- 市役所・区役所・出張所等

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区

<沿道の土地利用を誘導する地区>

- 沿道の土地利用を誘導する地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

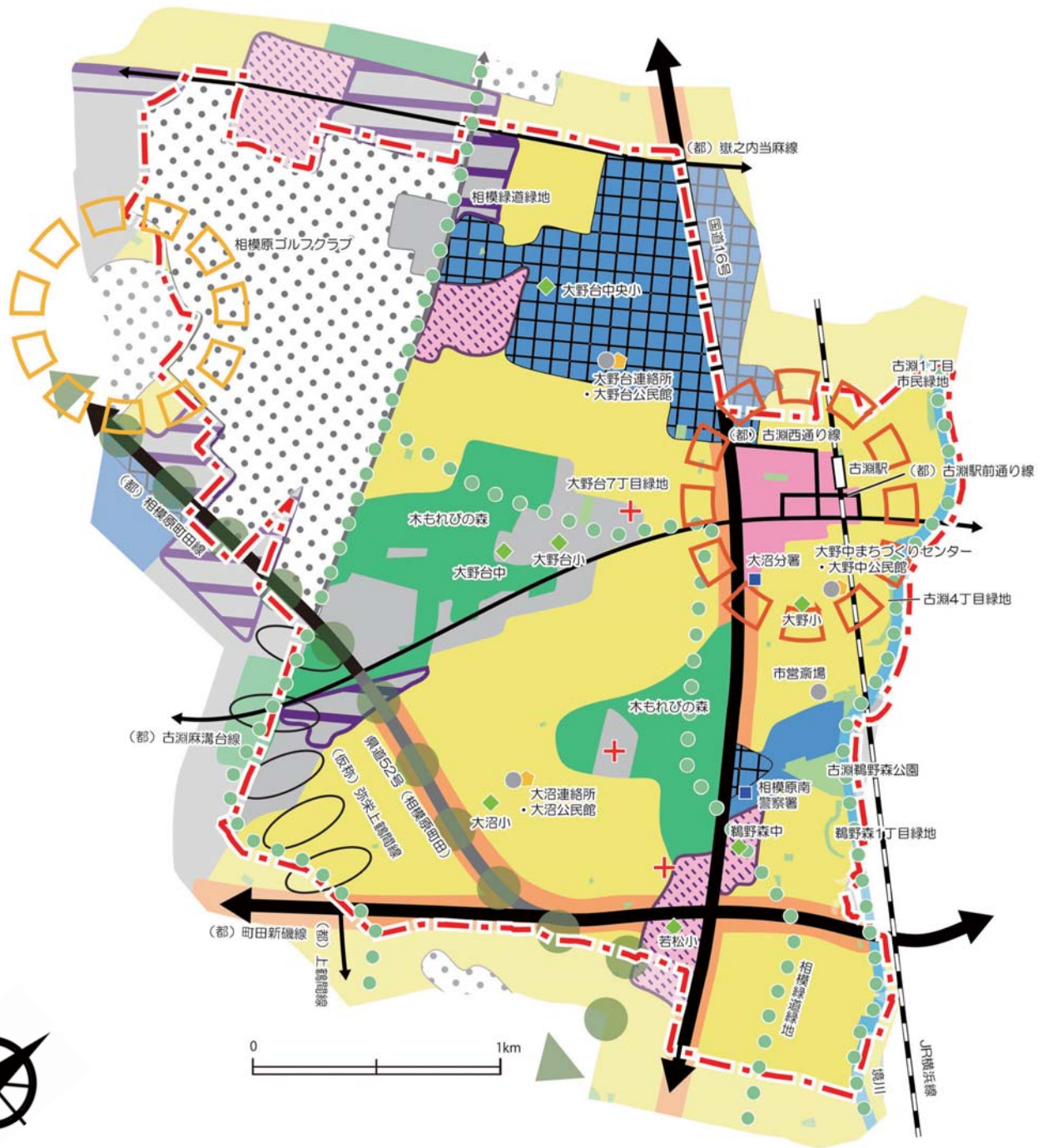
- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

<拠点・地区>

- 地域拠点
- <道路>
- 都市計画道路
- その他道路
- 〰 構想路線

<その他>

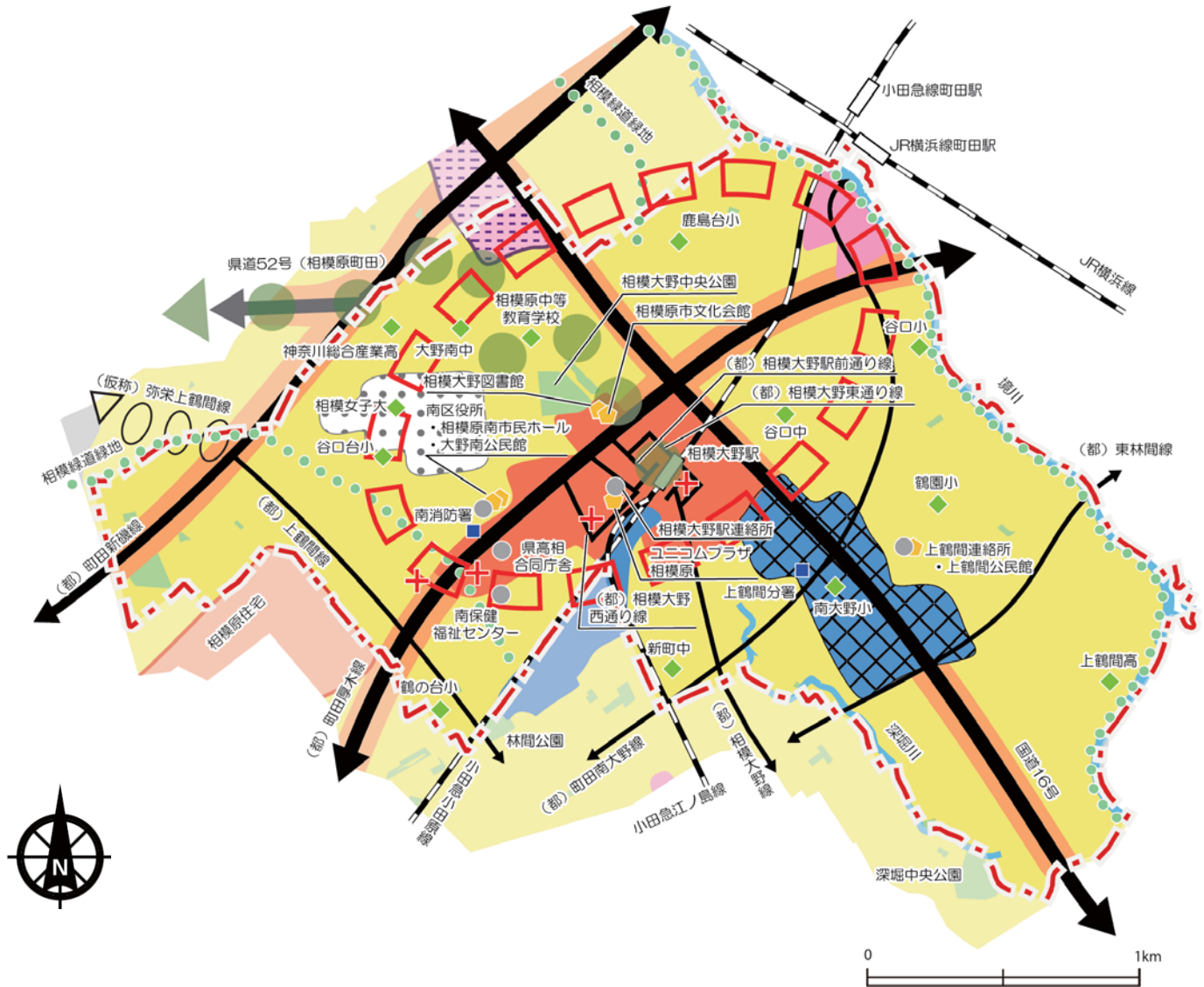
- 緑道・遊歩道・散策路
- 公園・広場等
- 水域
- 鉄道（整備検討）
- 鉄道（構想）
- 地区界



凡例

<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + ● 市役所・区役所・出張所等 	<p><沿道の土地利用を誘導する地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区 (検討) 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誘導する地区 	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域拠点 生活拠点 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 主な大規模な施設 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 鉄道 幹線快速バスシステム 地区界
<p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い役割を持つ中心的な地区 商業(観光)を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区 	<p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区 	<p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 その他道路 構想路線 	
<p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区 			

大野南地区



凡例

- | | |
|---|--|
| <p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ★ 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 ⊕ 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） ■ 新たな都市づくりを推進する地区 ■ 土地利用のあり方を検討する地区 ■ 適切な土地利用を誘導する地区 <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区 | <p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ⇄ 都市計画道路 ⇄ その他道路 ⇄ 構想路線 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な大規模な施設 ■ 米軍施設（課題地区） ●●●●● 緑道・遊歩道・散策路 ■ 公園・広場等 ■ 水域 ■ 鉄道 ●●●●● 幹線快速バスシステム --- 地区界 |
|---|--|



凡例

<施設>

- 小学校・中学校・高校
- ◆ 公民館・文化施設
- 消防署・警察署等
- +
- 病院
- 市役所・区役所・出張所等

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区

- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

<拠点・地区>

- 生活拠点
- 産業を中心とした新たな拠点
- 観光交流を創出する地区

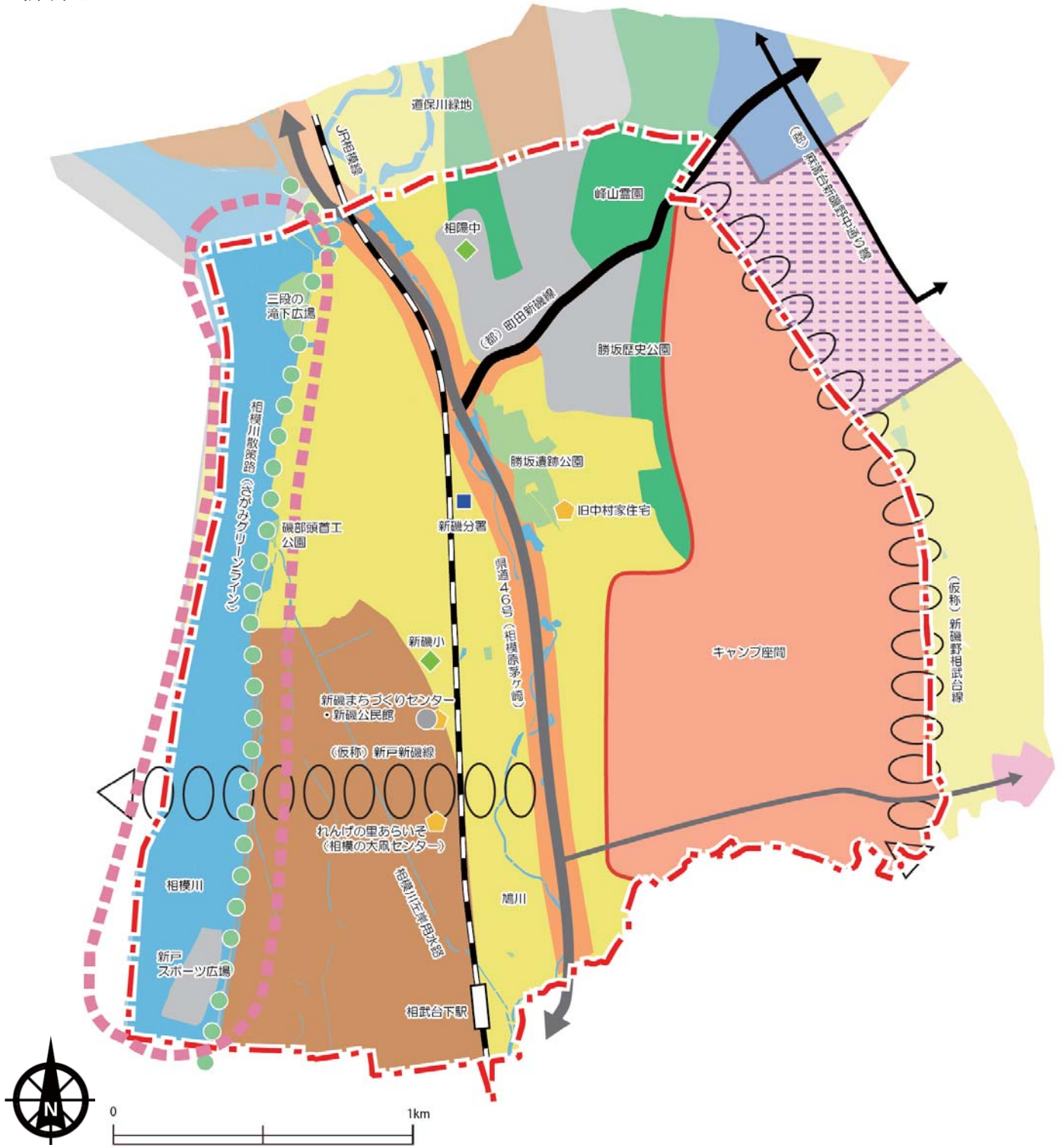
<道路>

- ⇔ 都市計画道路
- ⇔ その他道路

<その他>

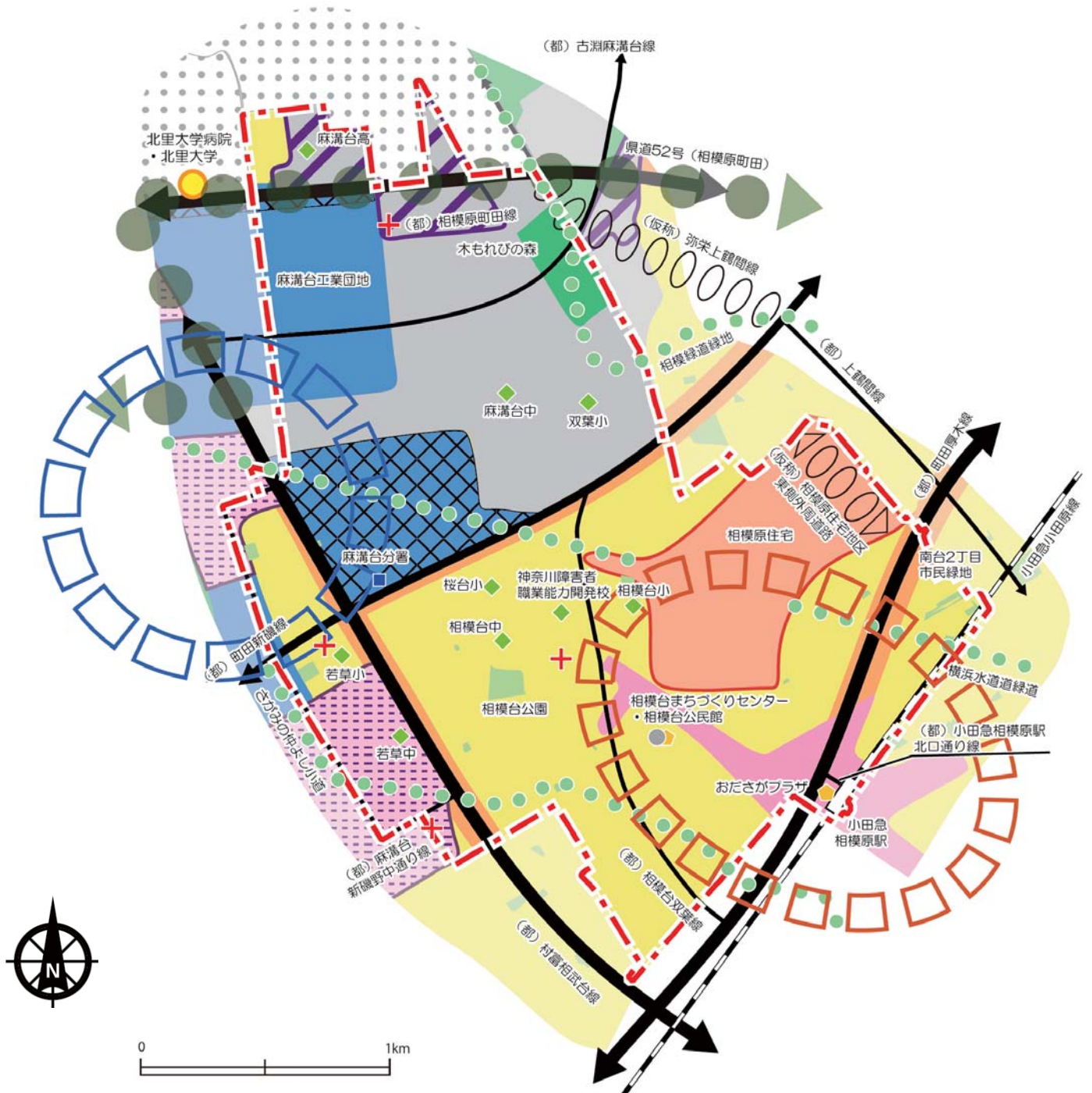
- 主な大規模な施設
- 緑道・遊歩道・散策路
- 公園・広場等
- 水域
- 鉄道
- 幹線快速バスシステム
- 交通ターミナル（駅以外）
- 地区界

新磯地区



凡例

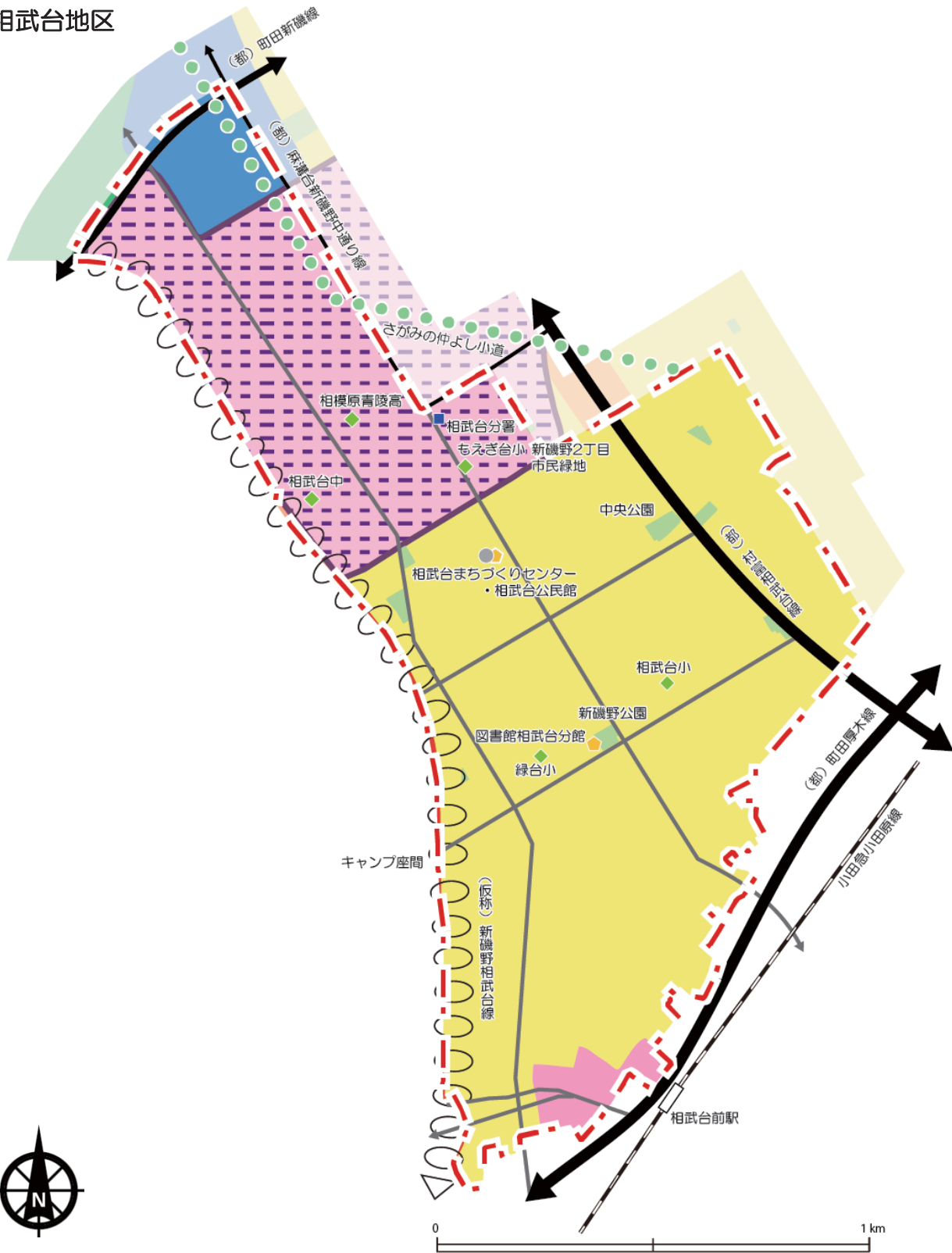
<施設>		<拠点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校	沿道の土地利用を誘導する地区	○ 観光交流を創出する地区	■ 米軍施設（課題地区）
● 公民館・文化施設	沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	○ 観光交流を創出する地区	●●●●●● 緑道・遊歩道・散策路
■ 消防署・警察署等	新たな都市づくりを推進する地区	⇄ 都市計画道路	■ 公園・広場等
+	土地利用のあり方を検討する地区	⇄ 其他道路	■ 水域
+	適切な土地利用を誘導する地区	◻ 鉄道	--- 地区界
● 市役所・区役所・出張所等	<自然的土地利用>	◻ 構想路線	
<都市的土地利用>	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区		
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 農林業を振興する地区		
■ 商業（観光）を主体とした地区	<土地利用の整序>		
■ 住宅を主体とした地区	■ 緑住集落地区		
■ 工業を主体とした地区	■ 市街地と調和する地区		
	■ 森林と調和する地区		



凡例

<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校・中学校・高校 ● 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 ⊕ 病院 ● 市役所・区役所・出張所等 <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 	<p>■ 沿道の土地利用を誘導する地区</p> <p>■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）</p> <p>■ 新たな都市づくりを推進する地区</p> <p>■ 土地利用のあり方を検討する地区</p> <p>■ 適切な土地利用を誘導する地区</p> <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区 <p><土地利用の整序></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区 	<p><拠点・地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域拠点 ● 産業を中心とした新たな拠点 <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> → 都市計画道路 → その他道路 ⋯ 構想路線 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な大規模な施設 ■ 米軍施設（課題地区） ■ 緑道・遊歩道・散策路 ■ 公園・広場等 ■ 鉄道 ■ 幹線快速バスシステム ● 交通ターミナル（駅以外） --- 地区界
--	--	--	---

相武台地区



凡例

<施設>

- ◆ 小学校・中学校・高校
- ◆ 公民館・文化施設
- 消防署・警察署等
- +
- 市役所・区役所・出張所等

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区

沿道の土地利用を誘導する地区

- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

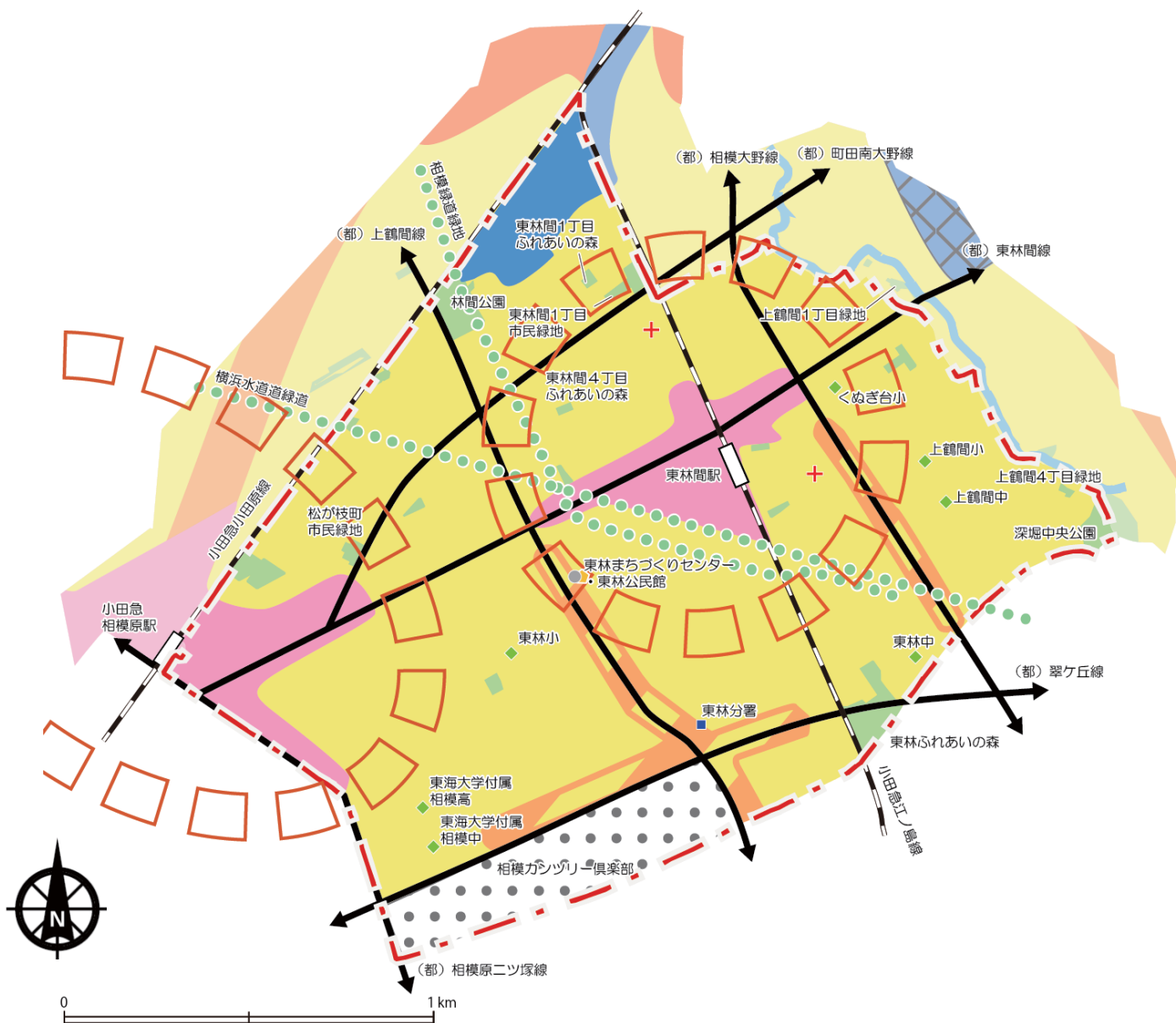
- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

<道路・地区>

- ⇄ 都市計画道路
- ⇄ その他道路
- ⇄ 構想路線

<その他>

- 緑道・遊歩道・散策路
- 公園・広場等
- 鉄道
- 地区界



凡 例		
<施設>		
◆ 小学校・中学校・高校	▨ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	<拠点・地区>
● 公民館・文化施設	▨ 新たな都市づくりを推進する地区	⊙ 地域拠点
■ 消防署・警察署等	▨ 土地利用のあり方を検討する地区	<道路>
+	▨ 適切な土地利用を誘導する地区	⇄ 都市計画道路
● 市役所・区役所・出張所等	<自然的土地利用>	<その他>
<都市的土地利用>	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	▨ 主な大規模な施設
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 農林業を振興する地区	●●●●● 緑道・遊歩道・散策路
■ 商業（観光）を主体とした地区	<土地利用の整序>	■ 公園・広場等
■ 住宅を主体とした地区	■ 緑住集落地区	■ 水域
■ 工業を主体とした地区	■ 市街地と調和する地区	■ 鉄道界
■ 沿道の土地利用を誘導する地区	■ 森林と調和する地区	--- 地区界

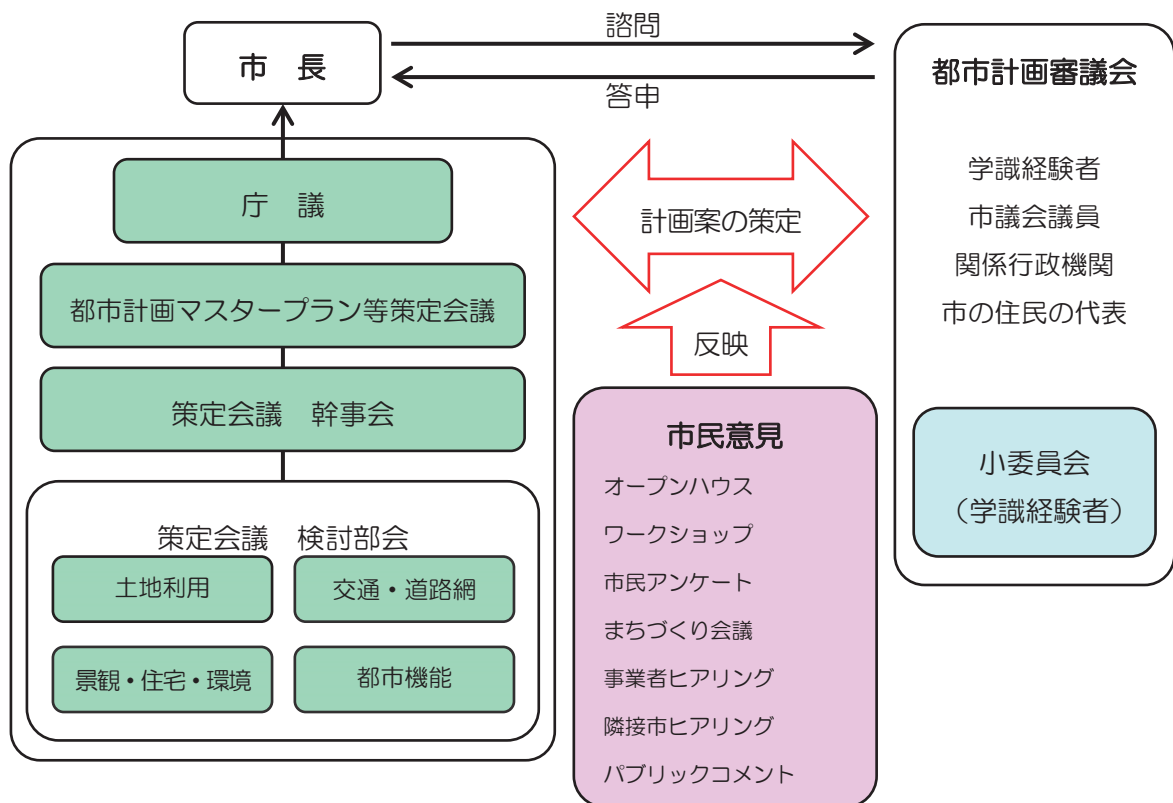
参考－２ 策定経過

1 検討体制

本計画の策定に当たっては、「相模原市都市計画審議会」に諮問した上で、より専門的見地からの審議を進めるため、学識経験者らで構成される「相模原市都市計画審議会小委員会」を設置し、多角的な視点から検討してまいりました。

また、庁内では、関係部署により構成された「都市計画マスタープラン等策定会議」を設置し、全庁的な体制の下で広範囲な検討を行い、他の関連計画などとの調整を進めるとともに、多様な市民の声が反映された計画づくりを目指し、様々な市民参画事業も実施してまいりました。

なお、人口減少、超高齢化における都市の課題に対応した集約連携型まちづくりに取り組み、持続可能な都市構造の実現を目指す「立地適正化計画」についても、並行して検討してまいりました。



相模原市都市計画審議会委員名簿（平成29年度諮問～令和元年度答申まで）

(1) 学識経験者		
所属等	氏名	備考
青山学院大学社会情報学部 教授	飯島 泰裕	
麻布大学生命・環境科学部 教授	伊藤 彰英	
東海大学工学部 教授	加藤 仁美	
明星大学理工学部 教授	西浦 定継	副会長
東京工業大学 副学長 環境・社会理工学院 教授	屋井 鉄雄	会長
法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹	
相模原市農業委員会 会長	八木 健一	平成31年4月1日～
	高橋 三行	～平成31年3月31日
相模原市農業協同組合 専務理事	落合 幸男	平成30年5月31日～
	小清水 忠雄	～平成30年5月30日
相模原商工会議所 専務理事	座間 進	
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長	大塚 亮一	
ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員	澤岡 詩野	臨時委員
相模女子大学人間社会学部 准教授	中西 泰子	臨時委員

(2) 市議会議員の代表		
所属等	氏名	備考
相模原市議会議員	渡部 俊明	令和元年5月17日～
	大槻 和弘	令和元年5月17日～
	西家 克己	令和元年5月17日～
	臼井 貴彦	平成30年5月22日～
	小野 弘	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	寺田 弘子	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	大崎 秀治	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	岸浪 孝志	平成29年5月20日～平成30年5月21日

(3) 関係行政機関の職員		
所属等	氏名	備考
国土交通省関東地方整備局長	石原 康弘	平成30年7月31日～
	泊 宏	平成29年7月7日～平成30年7月30日
神奈川県警察本部交通部長	中崎 敦	平成31年3月13日～
	西方 昭典	平成30年3月19日～平成31年3月12日
	鳴海 達之	平成29年3月21日～平成30年3月18日

(4) 市の住民の代表		
所属等	氏名	備考
相模原市自治会連合会 副会長	竹田 幹夫	令和元年6月1日～
	草野 寛	～令和元年5月31日
公募委員	今野 喜与彦	平成30年4月1日～
	田所 秀人	平成30年4月1日～
	柳橋 智子	平成30年4月1日～
	加藤 尚子	～平成30年3月31日
	北島 正一	～平成30年3月31日
	佐野 仁昭	～平成30年3月31日

相模原市都市計画審議会小委員会委員名簿（平成29年度諮問～令和元年度答申まで）

所属等	氏名	備考
青山学院大学社会情報学部 教授	飯島 泰裕	
麻布大学生命・環境科学部 教授	伊藤 彰英	
東海大学工学部 教授	加藤 仁美	副委員長
明星大学理工学部 教授	西浦 定継	委員長
法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹	
相模原市農業委員会 会長	八木 健一	平成31年4月1日～
	高橋 三行	～平成31年3月31日
相模原市農業協同組合 専務理事	落合 幸男	平成30年5月31日～
	小清水 忠雄	～平成30年5月30日
相模原商工会議所 専務理事	座間 進	
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長	大塚 亮一	
ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員	澤岡 詩野	
相模女子大学人間社会学部 准教授	中西 泰子	

2 策定までの経緯

年度	月	検討内容等
平成 29年度	6月	庁内検討組織設置
	8月	第207回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について【諮問】
	10月	第1回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の制度、本市の状況について
		オープンハウスの実施（～12月）
	11月	第2回都市計画審議会小委員会 ・都市構造上の特性と課題について
	12月	第3回都市計画審議会小委員会 ・市民意識、目指すべき都市構造の方向性について
	1月	第4回都市計画審議会小委員会 ・目指すべき都市構造、立地適正化計画を見据えた検討について
	2月	第209回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について【中間報告】
	3月	第5回都市計画審議会小委員会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について
ワークショップの実施		
平成 30年度	5月	第210回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について【答申】
		22地区まちづくり会議（～10月）
	8月	『次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定方針』の公表
		第211回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について【諮問】
	10月	事業者ヒアリングの実施（～2月）
	11月	第6回都市計画審議会小委員会 ・将来都市構造、都市計画マスタープラン都市づくりの方針、立地適正化計画の必要性
12月	第7回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン全体構想骨子、立地適正化計画基本方針	

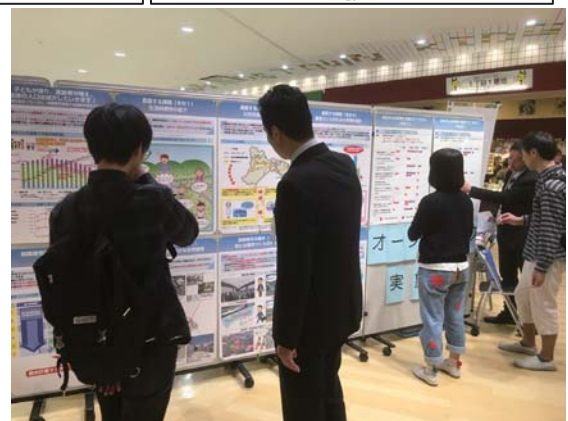
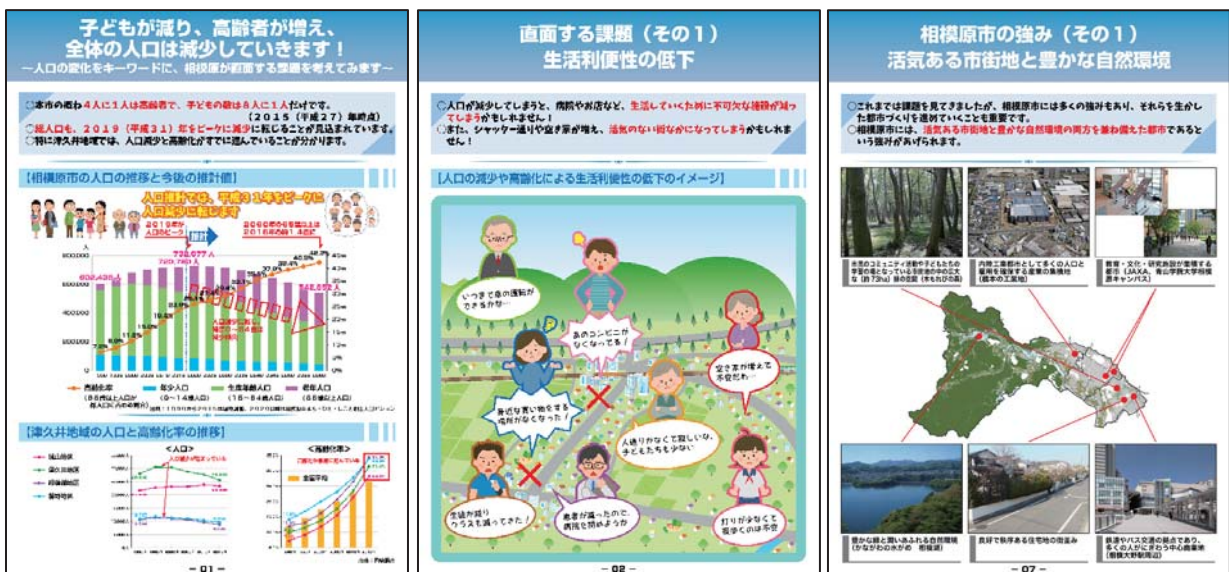
年度	月	検討内容等
平成 30年度	2月	第213回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について〔中間報告〕『都市計画マスタープラン全体構想骨子、立地適正化計画基本方針』
		オープンハウスの実施（～3月）
		市民意見募集の実施（～3月）
	3月	第8回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン都市づくりの方針、立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定基準、市民意見（中間報告）
令和 元年度	7月	第9回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン全体構想、都市計画マスタープラン区別構想、立地適正化計画（都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域、誘導施策、目標指標と進行管理）
		第214回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について〔中間報告〕
	8月	区民会議等への説明（～12月）
		第10回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン実現化方策、立地適正化計画における居住誘導区域界設定の考え方
	10月	第215回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について〔答申〕
		12月
	3月	『相模原市都市計画マスタープラン及び相模原市立地適正化計画』の策定

参考－３ 市民参画事業

１ オープンハウス【平成２９年度】

目的	計画検討の初期段階において、市内の多様な場所で、多様な方々に市の現状などを知っていただくとともに、地域の方々のまちづくりに対する率直なご意見などを伺うことを目的に実施しました。
実施時期	平成２９年１０月～１２月
実施場所	市役所等：緑区役所、中央区役所、南区役所、相模湖公民館、藤野公民館 集客施設等：アリオ橋本、ダイエー津久井店、相模原駅ペDESTリアンデッキ、相模大野駅ペDESTリアンデッキ 公園：淵野辺公園、相模原麻溝公園 イベント：城山もみじまつり、潤水都市さがみはらフェスタ
参加人数	６７５人（市内居住者５７３人、市外居住者１０２人）
実施内容	本市の人口推計や人口減少・高齢化が与える影響、本市の特徴など都市づくりに関するパネルを展示しながら、来場者に対して個別説明を行いました。その後、地域の実状などをヒアリングし、今後の都市づくりの方向性や都市づくりにおいて重要と考える項目等についてアンケートにより意見を伺いました。

（展示パネルの一例）



2 ワークショップ（さがみはらユースフォーラム）

目的	若者の自由な発想かつ客観的な視点から、本市のイメージや将来の都市づくりに対する意見等をまとめていただくことを目的に実施しました。
実施時期	平成30年3月12日
実施場所	職員研修所
参加人数	20人（主に大学生）
実施内容	人口減少や高齢化が進行する中で、『これからの「住みたくなるまち」「働きたくなるまち」とは?』をテーマに意見交換を実施しました。



3 事業者ヒアリング

目的	事業者との連携によるまちづくりの視点から、商業・医療・高齢者福祉・交通の分野における事業実態や、将来的な立地動向等を把握することを目的に実施しました。
実施時期	平成30年10月～平成31年2月
事業者数	8者
実施内容	計画策定に関係する分野（商業・医療・高齢者福祉・交通）の民間事業者等を対象に、本計画の検討状況等を説明するとともに、各分野の実態や将来動向のヒアリングを行いました。

4 地区まちづくり会議での検討

<p>目的</p>	<p>相模原市総合計画及び本計画の策定に当たって、日頃から地区のまちづくりの課題解決に向けた取組を行っている22地区の「地区まちづくり会議」において、地区の課題やその対応方策などについて検討していただくことを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成30年5月～10月</p>
<p>実施内容</p>	<p>各地区における4～5回の会議で、道路・交通・住環境等の主なテーマについて、グループワーク方式で検討が行われ、各分野において提案された意見をまとめた「地区まちづくり会議報告書」が作成されました。</p> <p><主なテーマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の課題（良くなった点・悪くなった点）の抽出 ・課題への対応方策の検討 ・重点項目の検討

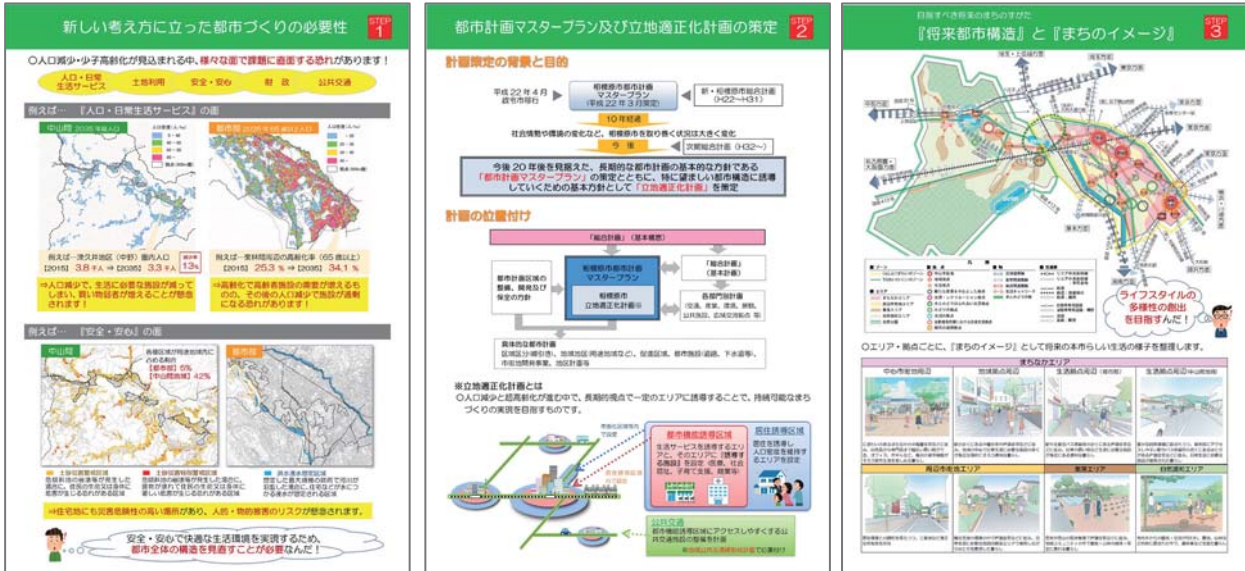


5 オープンハウス【平成30年度】

<p>目的</p>	<p>計画検討の中期段階において、都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、多様な場所で多様な方々に説明し、都市づくりに関するご意見などを伺うことを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成31年2月～3月</p>
<p>実施場所</p>	<p>市役所等：本庁舎、緑区役所 集客施設等：アリオ橋本、相模大野駅アトリウム広場 公園：相模原麻溝公園、淵野辺公園 イベント：津久井中央公民館まつり、相模湖公民館まつり、城山公民館まつり、藤野中央公民館まつり</p>
<p>参加人数</p>	<p>361人</p>

<p>実施内容</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想骨子（案）及び立地適正化計画基本方針（案）に関するパネルを展示し、来場者に対して説明を行いました。その後、集約連携型のまちを実現するために生活に必要な都市機能施設やバス利用に関する実態などに関するアンケートによりご意見を伺いました。</p>
-------------	--

（展示パネルの一例）



6 市民意見募集

<p>目的</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、広く市民等から意見及び情報を求め、計画策定に当たっての参考とすることを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成31年2月～3月</p>
<p>意見提出数</p>	<p>提出者6人 意見数30件</p>
<p>実施内容</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、市広報紙やホームページ等で公表し、市民意見を募集しました。</p>

7 パブリックコメント

目的	都市計画マスタープラン(案)及び立地適正化計画(案)について、広く市民等から意見を求め、計画策定に当たって市民の意見を反映することを目的に実施しました。
実施時期	令和元年12月～令和2年1月
意見提出数	提出者10人 意見数30件
実施内容	都市計画マスタープラン(案)及び立地適正化計画(案)について、市広報紙やホームページ等で公表し、市民意見を募集しました。

参考一４ 用語解説

あ
行

IoT

Internet of Things（モノのインターネット）の略語です。インターネットを経由させてセンサーと通信機能を持った家電製品などのモノを結び付け作動させる仕組みをいいます。

イノベーション

技術革新のことです。

雨水浸透施設

地表面又は地表近くの地層を通して雨水を地下に浸透させるために使用する施設のことです。主なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透舗装、透水性舗装などがあります。

AI

Artificial Intelligenceの略語です。人工知能のことで近年目覚ましい発展をみせています。

NPO

Non-Profit Organizationの略で、営利を目的とせずに社会的活動を行う民間団体を指し、民間非営利団体などと訳されます。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。

延焼遮断帯

市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設です。主に、道路・河川・鉄道・公園・緑道などの都市施設を骨格として活用し、これらの施設とその沿道などの不燃建築物を組み合わせることにより構築します。

オープンデータ

行政が保有するデータを、誰もが二次利用が可能なデータ形式として公開することです。オープンデータを推進することにより、行政の透明性・信頼性の向上、市民の利便性向上、地域経済の活性化などが期待されます。

か
行

開発許可制度

都市計画法に基づき、区域区分いわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた制度です。

簡易水道/小規模水道

簡易水道は、給水人口が101人以上5,000人以下の水道で、市町村などが事業を行います。小規模水道は、給水人口が100人以下で、いずれも本市では、条例に基づき組合などが事業を行っています。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のことです。

区域区分（線引き）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のことです。本市は、相模原都市計画区域では区域区分を定め、相模湖津久井都市計画区域では区域区分を定めていません。

クリーンエネルギー

石油、石炭等の化石燃料や原子力エネルギーの利用は、温室効果ガスの排出や廃棄物の処理などの点で環境へ負荷を与えるため、こうした負荷をできるだけ低減するための新たなエネルギー源をクリーンエネルギーと称しています。具体的には、太陽熱利用、太陽光発電、地熱発電、風力発電、波力発電などがあります。

景観協定

景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項に基づき、一定区域内の土地の所有者、借地権者の全員の合意により締結される「良好な景観の形成に関する協定」のことです。

景観形成重点地区

景観法第8条第1項に基づく本市の景観計画及び景観条例（平成22年相模原市条例第12号）により、地域住民等の合意形成を経て定められた、地域の特性を生かした、きめ細かな景観形成を進める地区のことです。

景観重要建造物

景観法第8条第2項第3号に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）として指定されたものです。

景観重要樹木

景観法第8条第2項第3号に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木として指定されたものです。

建築協定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に基づき、土地所有者等の全員の合意により締結される建築に関わるルールのことです。

公共用水域

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）により定められた公共利用のための水域のことで、河川・湖沼・港湾・沿岸海域・かんがい用水路などが該当します。

高次都市機能

日常生活の圏域を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る機能のことで、例えば、大規模商業施設、文化ホール、行政機関等を指します。

か 行

洪水浸水想定区域

国及び都道府県では、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定しています。また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

合流式下水道/分流式下水道

汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道を合流式下水道といいます。これに対して、汚水と雨水を分けてそれぞれの管路で排除する下水道を分流式下水道といい、雨水は河川などの公共用水域に放流し、汚水のみを下水処理場で処理します。

コミュニティバス

駅やバス停から離れている交通不便地区において、移動に制約のある人の生活交通を確保するため、市民、交通事業者、行政の三者協働により運行を行うバスのことです。

さ 行

サイクルアンドライド

市街地への自転車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部や駅前などに自転車を駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのことです。

相模原市総合計画

市町村が定める市政運営全般に関わる計画で、本市においては、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の階層で構成しています。

砂防工事

山間の溪流などにおいて、下流域における土砂災害を防止するため、土砂の流出などを抑えるダムなどの建設工事のことです。

シェアサイクル

街中に複数の自転車貸出拠点（ポート）を設置し、利用者がどこでも貸出・返却できるようにする取組のことをいいます。

市街化区域

都市計画法第7条第2項に基づく区域区分により、既に市街地が形成されている区域や、今後優先的・計画的に市街化を図るべき区域として指定された区域のことです。

市街化調整区域

都市計画法第7条第3項に基づく区域区分により、市街化を抑制すべき区域として指定された区域です。

市街地開発事業

すでに市街地となっている区域や今後市街化しようとする区域において、道路、公園、下水道などの公共施設や宅地、建築物などを一体的に整備することによって、良好な市街地を形成する事業です。具体的には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等があります。

市街地再開発事業

市街地内の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行うもので、地権者の土地や建物を再開発ビルの床の権利に置き換える手法で実施するものです。

自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき、自然的社会的諸条件からみて動植物の生息・生育環境などの自然環境の保全が特に必要な区域として指定される地域です。

自然公園

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される地域で、環境大臣が指定する国立公園・国定公園と、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があります。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標（Sustainable Development Goalsのこと）です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

住宅ストック

「ストック」は貯蔵、蓄積、在庫の意味です。住宅の場合、ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものを指します。

住宅セーフティネット

公営住宅を始めとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した自ら住宅を確保することが困難な人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援の仕組みのことです。

水源かん養機能

森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のことです。

生産緑地地区

都市計画法に基づき、市街化区域内において緑地や防災上の空地などの役割を持っている農地を保全し、良好な都市環境の形成を目的として指定する地区です。

促進区域

都市計画法第10条の2第1項に基づき、市街地の再開発などを促進するために定められる区域のことです。「市街地再開発促進区域」では、容易に移転除却できる建築物の建築であっても知事（又は市長）の許可が必要となります。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出しながら、河川の整備・管理を行うことです。

地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通網の姿や取組を明らかにする役割の計画のことです。

地域地区

望ましい土地利用を実現するために都市計画法第8条で規定されているものであり、用途地域・特別用途地区をはじめ21種類があります。

地区計画

都市計画法第12条の4に基づく地区特性に応じた良好な都市環境の形成を図るための地区レベルの都市計画であり、住民意向を反映し、地区独自のまちづくりルールを定めることができます。

中山間地域

本計画では、将来都市構造における「うるおいといこいのゾーン」である相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外を「中山間地域」と総称しています。

調整池

降雨時に雨水が一度に大量に排水路に流入することによる洪水を防ぐため、一時的に雨水を貯めておく施設のことです。

ツーリズム

観光事業や観光促進の取組のことです。

津久井広域道路

国道16号橋本五差路付近から国道20号の中央自動車道相模湖IC付近までを結び、都市部と中山間地域の一体化を図る主要な交通軸のほか、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）へのアクセス道路として、県内外の各地域と連絡強化を図ろうとする道路です。

低炭素社会

環境に配慮した生活様式や経済活動の実践、資源やエネルギーの再利用などに関する技術改革、自然環境の保全や再生による二酸化炭素の吸収源の確保などにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が少ない社会のことをいいます。

特定外来生物

本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に人為的に持ち込まれた生物のことで、地域の環境に悪影響が及ぶことから、防除の取組が行われています。

特別緑地保全地区

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、動植物の生息・生育地となる緑地の保全を図る地区です。首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づいて指定される地区もあります。

都市機能

行政、医療、高齢者福祉、子育て支援、教育文化、商業などの都市の生活を支える機能のことです。

都市基盤

都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路・鉄道等の交通施設、公園、上下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設などのことです。

都市計画運用指針

地方公共団体の都市計画制度の趣旨に則った的確な運用を支援するため、国土交通省が都市計画制度全般にわたっての考え方を示した指針のことです。

都市計画区域

都市計画法第5条第1項に基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するものです。本市には相模原都市計画区域と相模湖津久井都市計画区域の2つの区域があります。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域全域を対象として、広域的見地から都市計画の目標、区域区分の決定の有無及びそれを定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。

都市計画公園

市民の利便性の向上や憩いの場などを確保するため、都市計画決定された公園のことです。

都市計画道路

将来の都市全体の道路網として都市計画決定された道路のことです。

都市施設

円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設を指します。主なものとして、道路、公園、緑地、下水道、ごみ焼却場、火葬場などがあります。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家があちこちに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下することです。

た
行

都市部

本計画では、将来都市構造における「くらしとにぎわいのゾーン」である相模原都市計画区域を「都市部」と総称しています。

土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のことです。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のことです。

土地区画整理事業

地権者が土地を出し合い、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えることで、宅地の価値を高め、利用の増進を図る事業のことです。

な
行

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことです。

乗合タクシー

バスが運行されていない地区において、移動に制約のある人の生活交通を確保するため、市民、交通事業者、行政の三者協働により運行を行う公共交通です。

は
行

パークアンドライド

市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部や駅前などに自動車を駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのことで、

バリアフリー化

道路や建物などにおける段差や狭い通路などの障害（バリア）をなくす取組のことです。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。等温線（地図などに、温度の等しい地点を結んで描いた線）を描くと温度の高いところが島のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれています。

ビッグデータ

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上など、情報通信技術の進展に伴い生成・収集・蓄積が可能・容易となる多種・多量のデジタルデータのことです。気象予報や都市活動の分析など、さまざまな分野で利用されています。

は
行

5G

いわゆる「第5世代」の電子通信システムのことです。高速・大容量・低遅延・多接続といった特性を持っており実用化が進みつつあります。

保安林

森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊やその他の災害の防備、生活環境の保全・形成などの目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される森林のことです。

ま
行

まちづくり会議

日頃から、地区のまちづくりの課題に対して、自主的に話し合い、解決に向けた取組を行っている、公共的な団体の委員で構成された会議体です。

未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称のことです。

や
行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることです。

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されている地域等においては、建物用途の制限や、建物の建て方のルールが定められています。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっています。

ら
行

流通業務施設

物資の輸送、保管、荷捌き、簡易な加工などを行う施設です。

発行／令和2年3月

発行者／相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

(お問合せ先)

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8247

FAX 042-754-8490

メール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



潤水都市 さがみはら